

別紙

産地交付金の活用方法の明細

1. 地域農業再生協議会名

岩美町農業再生協議会

2. 活用予定額の総括表

(単位:円)

協議会等名	配分枠 (A+B)		活用予定額
	当初配分 (A)	追加配分 (B)	
岩美町農業再生協議会	11,821,000	11,821,000	11,425,100

(注)追加配分が未定の段階にあつては、該当箇所を空欄により作成することとします。

3. 活用方法

配分枠

11,821,000円

整理番号	使途 ※1	作期等 ※2	単価① (円/10a)	面積 (a単位)※3														所要額 ①×② (円)							
				戦略作物							新市場 開拓用米	そば	なたね	野菜	花き・花木	果樹	雑穀		その他	畑地化	合計 ② ※5				
				麦	大豆	飼料作物	米粉用米	飼料用米	WCS用稲	加工用米															
1-1	重点振興作物①助成	1	33,000																305	1,006,500					
1-2	重点振興作物① 生産拡大助成	1	10,000																10	10,000					
2-1	重点振興作物② 助成	1	15,000																184	276,000					
2-2	重点振興作物② 取組推進助成	1	25,000																184	460,000					
3	振興作物助成	1	25,000																83	690,000					
4	直売所販売一般作物助成	1	15,000																403	604,500					
5	生産性向上 排水対策加算	1	5,000		2,063														69	1,530,000					
6	団地化取組加算	1	3,000		1,800			2,847	2,100										69	2,100,000					
7	飼料用米低収改善加算	1	5,000					2,000												2,000	1,000,000				
8	耕畜連携(資源循環)助成	3	13,000						2,792											2,792	3,629,600				
9	麦二毛作助成	2	15,000	79																79	118,500				
10	そば作付助成	1																							
11	多収品種作付助成	1																							
合計(基幹)※4			実面積		2,063			2,847	2,792										69	791	321	56	8,939	※6	
合計(二毛作)※4			実面積	79																				79	11,425,100

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができます。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 「面積」は、当初配分により支援を行う使途について記入し、追加配分により支援を行う使途については、追加配分額が未定の段階にあっては空欄としてください。

※4 「合計(基幹)の実面積」は、基幹作を対象とした設定の実面積を記入し、「合計(二毛作)の実面積」は、二毛作を対象とした設定の実面積を記入してください。

また、「合計②」欄は、基幹作、二毛作それぞれの実面積の合計を記入してください。

※5 ②の合計は、各使途の合計面積を記入してください。

※6 所要額欄の二重枠には、所要額の合計を記入してください。

(注)使途ごとに「産地交付金の活用方法の明細(個票)」を添付してください。

4. 追加配分を受けた場合の調整方法

- ①整理番号1-1, 1-2, 2-2, 3, 4, 6, 7の順に個票の上限単価の範囲で充当する。
- ②上限充当してもなお残余がある場合、全ての用途で一律に追加助成を行う。
- ③必要な場合は、次の単価調整を使用する。
単価調整係数=活用予定額/(用途ごとの対象面積×交付単価)の合計 単価調整係数は小数点第4位以下切り捨てとする。

5. 所要額が配分枠を超過した場合の調整方法

- ①活用予定額に収まるよう、整理番号1~9の交付単価を一律減額する。
- ②必要な場合は、次の単価調整を使用する。
単価調整係数=活用予定額/(用途ごとの対象面積×交付単価)の合計 単価調整係数は小数点第4位以下切り捨てとする。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	岩美町農業再生協議会	整理番号	1-1		
使途名	重点振興作物①助成				
対象作物	白ねぎ(基幹作)				
単 価	33,000円/10a (上限: 36,000円/10a)				
課 題	<p>鳥取県は、西日本を代表する白ねぎ産地であり、本町においても、JA鳥取いなばの「いなば白ねぎ倍増プラン」に沿って、取組面積の拡大、農家増に向けて推進を図っている。</p> <p>白ねぎ栽培は、収穫期に幅があり取り組み易い反面、収穫や出荷調整に要する労働時間が播種から収穫までに要する労働時間の2倍以上かかる。また、町内に共同選果場が無く、個人で出荷調整作業施設、出荷調整機械等を整備する必要があるため、初期設備投資の負担が大きく、新規取組が目標を下回っているため、高齢等によりリタイアする農家の取組面積との割合がほぼ横這いである。</p> <p>また、一戸当りの作付面積も冬場の雪害を嫌い、積雪前に収穫を終わらせる農家が殆どで、頭打ちとなっており、面積及び生産量が計画通りには増えていない。</p> <p>そのため、生産に係る経費の一部を支援し、生産拡大を図る。</p>				
目 標		現状(29年度)	30年度	31年度	32年度
	作付面積	295a	305a	315a	325a
内 容	対象作物を作付し、出荷・販売する農家等に、作付面積に応じて助成する。				
具体的要件	<ul style="list-style-type: none"> ○対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策等実施要綱に定める販売農家又は集落営農 ○対象水田 <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策等実施要綱に定める水田 ○対象作物 <ul style="list-style-type: none"> ・白ねぎ(基幹作) ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・販売すること 				
取組の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ○対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・対象作物の作付、販売状況が分かる書類等 ○対象水田 <ul style="list-style-type: none"> ・水田台帳との照合 ○対象作物、その他 <ul style="list-style-type: none"> ・現地確認(7月) ・その他必要に応じて協議会が提出を求める書類等 				
成果等の確認方法	支払対象面積を集計				
備考	整理番号1-2、5と重複して支援可能				

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付して下さい。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	岩美町農業再生協議会	整理番号	1-2	
使途名	重点振興作物①生産拡大 助成			
対象作物	白ねぎ(基幹作)			
単 価	10,000円/10a (上限:14,000円/10a)			
課 題	<p>鳥取県は、西日本を代表する白ねぎ産地であり、本町においても、JA鳥取いなばの「いなば白ねぎ倍増プラン」に沿って、取組面積の拡大、農家増に向けて推進を図っている。</p> <p>白ねぎ栽培は、収穫期に幅があり取り組み易い反面、収穫や出荷調整に要する労働時間が播種から収穫までに要する労働時間の2倍以上かかる。また、町内に共同選果場が無く、個人で出荷調整作業施設、出荷調整機械等を整備する必要があるため、初期設備投資の負担が大きく、新規取組が目標を下回っているため、高齢等によりリタイアする農家の取組面積との割合がほぼ横這いである。</p> <p>また、一戸当りの作付面積も冬場の雪害を嫌い、積雪前に収穫を終わらせる農家が殆どで、頭打ちとなっており、面積及び生産量が計画通りには増えていない。</p> <p>そのため、生産拡大部分に追加で支援を行うことで、さらなる生産拡大を図る。</p>			
目 標	現状(29年度)	30年度	31年度	32年度
	作付面積	—	10a	10a
内 容	対象作物を作付し、出荷・販売する農家等の、前年度の面積から増加した面積に応じて助成する。又、新規に取組む農家については、作付面積の全てを拡大面積とみなし、助成する。			
具体的要件	<ul style="list-style-type: none"> ○対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策等実施要綱に定める販売農家又は集落営農 ○対象水田 <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策等実施要綱に定める水田 ○対象作物 <ul style="list-style-type: none"> ・白ねぎ(基幹作) ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・対象作物の取組面積を拡大または新規で作付すること ・販売すること 			
取組の 確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ○対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・共通事項のとおり ○対象水田 <ul style="list-style-type: none"> ・共通事項のとおり ○対象作物、その他 <ul style="list-style-type: none"> ・共通事項のとおり 			
成果等の 確認方法	支払対象面積を集計			
備 考	整理番号1-1、5と重複して支援可能			

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付して下さい。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	岩美町農業再生協議会			整理番号	2-1
使途名	重点振興作物②助成				
対象作物	ハトムギ(基幹作)				
単 価	15,000円/10a (上限:15,000円/10a)				
課 題	<p>土地利用型作物であるハトムギは、水田転作の有用な作物であるが、葉枯れ病の発生や、栽培管理の不徹底が原因と思われるが、現状では収量が10a当り100kg未満と非常に少ない。また収穫後の圃場での残渣の後始末が大変なことから、取組が敬遠されていて、近年の食の安全性へのニーズの高まりから国産ハトムギの需要は拡大しているが、その需要に対応できていない。</p> <p>そのため、ハトムギ栽培暦に従い高収量栽培に取組み、施肥、病害虫防除に係る費用の一部を支援し、収量増加を図る。</p>				
目 標		現状(29年度)	30年度	31年度	32年度
	作付面積	155a	184a	195a	205a
内 容	対象作物を作付し、ハトムギ栽培暦に従い高収量栽培に取組、出荷・販売する農家等の作付面積応じて助成する。				
具体的要件	<ul style="list-style-type: none"> ○対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策等実施要綱に定める販売農家又は集落営農 ○対象水田 <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策等実施要綱に定める水田 ○対象作物 <ul style="list-style-type: none"> ・ハトムギ(基幹作) ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・販売すること ・ハトムギ生産協議会作成の栽培暦及びハトムギチェックリストに従って栽培を行うこと ・1圃場につき1回の助成とする 				
取組の 確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ○対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・共通事項のとおり ○対象水田 <ul style="list-style-type: none"> ・共通事項のとおり ○対象作物、その他 <ul style="list-style-type: none"> ・共通事項のとおり ・ハトムギチェックリスト 				
成果等の 確認方法	支払対象面積を集計				
備考	整理番号2-2、6と重複して支援可能				

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付して下さい。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	岩美町農業再生協議会			整理番号	2-2
使途名	重点振興作物② 取組推進助成				
対象作物	ハトムギ(基幹作)				
単 価	25,000円/10a (上限: 26,000円/10a)				
課 題	<p>土地利用型作物であるハトムギは、健康、美容の面からも注目され、国産品ニーズの高まりから需要が拡大し、水田転作の有用な作物となっている。</p> <p>しかし、マイナー作物であることから、登録農業がほとんどなく、葉枯れ病や雑草害、鳥獣害の発生により大きな減収となっているほ場もあり、平均収量が目標収量を下回っている。</p> <p>また、町内には大型農業機械を所有している農家が限られることから、収穫後の圃場での残渣処理が敬遠され、新規取組者の継続的な取組につながっておらず、需要に対応できていない。</p> <p>そのため、収穫後のほ場管理作業に係る機械利用を促進し、その経費の一部を支援し、労働時間の短縮を進め、作付面積の増加及び新規生産者の獲得を図る。</p>				
目 標		現状(29年度)	30年度	31年度	32年度
	作付面積	—	184a	195a	205a
内 容	対象作物を作付し、出荷・販売する農家等のうち、次作の取組に向けた作業を行う農業者				
具体的要件	<ul style="list-style-type: none"> ○対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策等実施要綱に定める販売農家又は集落営農 ○対象水田 <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策等実施要綱に定める水田 ○対象作物 <ul style="list-style-type: none"> ・ハトムギ(基幹作) ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・販売すること ・収穫後、乗用モアでの刈り込み、併せて2回以上鋤き込むこと ・1圃場につき1回の助成とする 				
取組の 確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ○対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・共通事項のとおり ○対象水田 <ul style="list-style-type: none"> ・共通事項のとおり ○対象作物、その他 <ul style="list-style-type: none"> ・共通事項のとおり ・ハトムギチェックリスト 				
成果等の 確認方法	支払対象面積を集計				
備考	整理番号2-1、6と重複して支援可能				

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付して下さい。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	岩美町農業再生協議会	整理番号	3		
使途名	振興作物助成				
対象作物	ブロッコリー、アスパラガス、小豆、マコモタケ(基幹作)				
単 価	25,000円/10a (上限: 28,000円/10a)				
課 題	<p>ブロッコリー・アスパラガスは、JAIなばの重点推進野菜である。これに本県の正月の雑煮用に需要のある小豆を加えて町の振興作物として推進してきた。また、マコモタケは町内の一部地域の取組であるが、町の特産品である「いわみ八宝」の一品として地区振興作物に位置づけ推進に取り組んできた。地域ブランドとして維持し、最低限の出荷数量を確保する必要があるが、生産農家の高齢化による慢性的な人手不足が大きな問題となっており、ブロッコリー・アスパラガスについては、初期導入資材費等の経費がかかること、マコモタケや小豆については、機械化が困難な作業も多く、手間がかかること、また、鳥獣被害の増加により、作付面積の拡大に結びつかず、需要に対応できていない。</p> <p>そのため、今後も各品目の抱える課題に取り組みながら、初期導入資材費、機械化及び鳥獣対策に係る経費の一部を支援し、作付面積の維持、拡大を目指す。</p>				
目 標		現状(29年度)	30年度	31年度	32年度
	作付面積	270a	276a	285a	295a
内 容	対象作物を作付し、出荷・販売する農家等に、作付面積に応じて助成する。				
具体的要件	<ul style="list-style-type: none"> ○対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策等実施要綱に定める販売農家又は集落営農 ○対象水田 <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策等実施要綱に定める水田 ○対象作物 <ul style="list-style-type: none"> ・ブロッコリー、アスパラガス、小豆、マコモタケ(基幹作) ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・販売すること ・1圃場につき1回の助成とする 				
取組の 確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ○対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・共通事項のとおり ○対象水田 <ul style="list-style-type: none"> ・共通事項のとおり ○対象作物、その他 <ul style="list-style-type: none"> ・共通事項のとおり 				
成果等の 確認方法	支払対象面積を集計				
備考	整理番号5と重複して支援可能				

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付して下さい。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	岩美町農業再生協議会		整理番号	4	
使途名	直売所販売一般作物助成				
対象作物	H30産地交付金一覧(岩美町)に掲げる一般作物(戦略作物、重点振興作物、振興作物、そば、麦、果樹、永年性作物を除く)(基幹作)				
単 価	15,000円/10a (上限:16,000円/10a)				
課 題	<p>岩美道の駅農産物直売所オープンから3年、順調に売上を伸ばしているが、町内農家の販売する生産物の割合は、5割に留まっている。</p> <p>また、本町は中山間地帯に位置しており、大区画化が困難な圃場が多く存在し、家庭菜園的に利用されている圃場も少なくないが、出荷調整資材を多種類を小ロットで揃えるために割高となり、作業も多岐にわたり手間がかかることから、農家の高齢化等の労働力不足により、作付されないまま放置される圃場も増加傾向にあり、同一水系の耕地全体にとっても悪循環となりつつある。</p> <p>そのため、種苗費及び直売所登録にかかる経費や出荷研修等にかかる経費の一部について支援し、生産拡大を図る。</p>				
目 標		現状(29年度)	30年度	31年度	32年度
	作付面積	206a	403a	410a	400a
内 容	対象作物を作付し、岩美道の駅農産物直売所に出荷・販売する農家等に、作付面積に応じて助成する。				
具体的要件	<ul style="list-style-type: none"> ○対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策等実施要綱に定める販売農家又は集落営農 ○対象水田 <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策等実施要綱に定める水田 ○対象作物 <ul style="list-style-type: none"> ・H30産地交付金一覧(岩美町)に掲げる一般作物(戦略作物、重点振興作物、振興作物、そば、麦、果樹、永年性作物を除く)(基幹作) ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・岩美道の駅農産物直売所へ販売すること ・1圃場につき1回の助成とする 				
取組の 確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ○対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・共通事項のとおり ○対象水田 <ul style="list-style-type: none"> ・共通事項のとおり ○対象作物、その他 <ul style="list-style-type: none"> ・共通事項のとおり 				
成果等の 確認方法	支払対象面積を集計				
備考	整理番号5と重複して支援可能				

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付して下さい。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	岩美町農業再生協議会			整理番号	5
用途名	生産向上 排水対策加算				
対象作物	戦略作物(飼料用米、WCS用稲を除く)及び産地交付金の対象作物(ハトムギ、マコモタケを除く)(基幹作)				
単 価	5,000円/10a(上限:5,000円/10a)				
課 題	町内の水田は湿田が多く、水稻以外の作物を栽培するには排水対策が欠かせない。しかし、近年は転作作物として飼料用米等の新規需要米が多く栽培されるようになり、ブロックローテーションによる水系単位での水量調整等が行われなくなっている。今後も米の需給調整による、転作は増加すると予想され、転換作物を安定生産していくためには排水対策の推進が急務である。				
目 標		現状(29年度)	30年度	31年度	32年度
	取組面積 実施割合	—	3,060a 70%	3,160a 70%	3,170a 70%
内 容	水張りの必要のない作物の生産性及び品質向上を目指し、排水対策の取組をし、販売する農家に、作付面積に応じて支援する。				
具体的要件	<ul style="list-style-type: none"> ○対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策等実施要綱に定める販売農家又は集落営農 ○対象水田 <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策等実施要綱に定める水田 ○対象作物 <ul style="list-style-type: none"> ・戦略作物(飼料用米、WCS用稲を除く)及び産地交付金の対象作物(ハトムギ、マコモタケを除く)(基幹作) ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・販売すること ・排水対策を目的とした以下の取組のいずれかに取組むこと <ol style="list-style-type: none"> ① 額縁明渠及び排水溝の設置(排水溝については5m程度の間隔で15cm程度の深さがあること。額縁明渠に連結していること。) ② 高畦栽培の実施 ③ カルチベータ等による畦間土壌透湿性改善の実施 ④ サブソイラ等による心土破碎の実施 ⑤ 弾丸暗渠等の設置 ・栽培管理日誌に排水対策を行ったことを記載しておく。(どの圃場に行ったかわかるように記載する。) 				
取組の 確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ○対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・共通事項のとおり ○対象水田 <ul style="list-style-type: none"> ・共通事項のとおり ○対象作物、その他 <ul style="list-style-type: none"> ・共通事項のとおり ・栽培管理日誌 				
成果等の 確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・支払対象面積を集計 ・取組面積を、対象作物の作付面積で除す 				
備考	整理番号1-1、1-2、3、4、6、10と重複して支援可能				

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付して下さい。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	岩美町農業再生協議会			整理番号	6
使途名	団地化取組加算				
対象作物	大豆、ハトムギ、そば、飼料用米、WCS用稲(基幹作)				
単 価	3,000円/10a (上限:5,000円/10a)				
課 題	まず、対象作物は地域において需要があるものの、低価格での供給が求められるため生産コスト削減が必須であるが、中山間地帯となる町内圃場は作業効率が悪く、農家の所得向上を推進していく上で、ネックとなっている。そのため、土地利用型作物である対象作物について、農地の貸借及び手続きにかかる経費等の一部を支援し、団地化を促進し作業効率の改善を図り、収益性を上げていくことが急務である。				
目 標		現状(29年度)	30年度	31年度	32年度
	取組面積 実施割合	—	7,000a 70%	7,000a 70%	7,000a 70%
内 容	2筆以上の団地化した圃場で大豆、ハトムギ、そば、飼料用米、WCS用稲(基幹作)を作付する販売農家に、団地面積に応じて支援する				
具体的要件	<ul style="list-style-type: none"> ○対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策等実施要綱に定める販売農家又は集落営農 ○対象水田 <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策等実施要綱に定める水田 ○対象作物 <ul style="list-style-type: none"> ・大豆、ハトムギ、そば、飼料用米、WCS用稲(基幹作) ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・販売すること ・下記のいずれかに該当すること ※別紙参照 <ol style="list-style-type: none"> ① 2つ以上の水田が畦畔で接続 ② 2つ以上の水田が農道、道路又は用排水路を挟んで接続 ③ 2つ以上の水田が各々一隅で接続し、作業の継続に支障のないもの ④ 2つ以上の水田の高低差が作業の継続に支障のないもの ・1圃場につき1回の助成とする 				
取組の 確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ○対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・共通事項のとおり ○対象水田 <ul style="list-style-type: none"> ・共通事項のとおり ○対象作物、その他 <ul style="list-style-type: none"> ・共通事項のとおり 				
成果等の 確認方法	・支払対象面積を集計				
備考	整理番号2-1、2-2、5の一部、7、8、10、11と重複して支援可能				

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付して下さい。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	岩美町農業再生協議会			整理番号	7
用途名	飼料用米低収改善加算				
対象作物	飼料用米(基幹作)				
単 価	5,000円/10a (上限:5,000円/10a)				
課 題	<p>町内の特に砂壌土地帯では、近年、晩生品種の水稻にごま葉枯病が蔓延し、収益性に多大な影響をおよぼしている。特効薬がなく、土壌改良が有効な手段であるが、改良剤等の資材費も嵩み、また土壌改良には数年かかることから取り組みが進んでおらず、蔓延防止と土壌改良が急務となっている。そのため、ごま葉枯病対策に必要な資材費の一部を支援し、収量増加を図る。</p>				
目 標		現状(29年度)	30年度	31年度	32年度
	取組面積 実施割合	—	2,000a 70%	2,050a 70%	2,150a 70%
内 容	飼料用米のごま葉枯病による、低収改善のために土壌改良剤を散布し、収益性の改善に取り組む農家に作付面積に応じて支援する。				
具体的要件	<ul style="list-style-type: none"> ○対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策等実施要綱に定める販売農家又は集落営農 ○対象水田 <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策等実施要綱に定める水田 ○対象作物 <ul style="list-style-type: none"> ・飼料用米(基幹作) ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・販売すること ・土壌改良剤を散布すること ・成分として、鉄、ケイ酸の含まれた土壌改良剤をメーカー指定の基準量以上散布すること ・平成29年度でき秋以降の散布より平成30年度 of 取組とみなし対象とする ・1圃場につき1回の助成とする 				
取組の 確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ○対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・共通事項のとおり ○対象水田 <ul style="list-style-type: none"> ・共通事項のとおり ○対象作物、その他 <ul style="list-style-type: none"> ・共通事項のとおり ・栽培管理日誌 ・土壌改良剤の購入伝票、メーカー指定の散布基準量の確認できるもの 				
成果等の 確認方法	・支払対象面積及び飼料用米取組を集計				
備考	整理番号6、11と重複して支援可能				

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付して下さい。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	岩美町農業再生協議会		整理番号	8	
使途名	耕畜連携(資源循環)助成				
対象作物	WCS用稲				
単 価	13,000円(上限:13,000円/10a)				
課 題	<p>本県では、県内の全酪農家で組織化し一体的にブランド化を図っている大山乳業の取組や、和牛全共で好評価を得た肉用牛の取組等、畜産業が盛んであり、農業粗生産額の3分の1強を占めている。一方、輸入粗飼料価格の断続的な上昇、口蹄疫等家畜伝染病の懸念等、国産粗飼料確保の重要性がこれまで以上に増している。</p> <p>畜産農家の大規模化が進む一方で、自家労力が限られることから、耕種農家からの粗飼料の供給を強く求めており、WCS用稲の作付を進めているが、専用農業機械が必要であること、WCS用稲では生産物が全てほ場外に持ち出されるため地力低下が課題となっている。</p>				
目 標		現状(29年度)	30年度	31年度	32年度
	作付面積	2,819a	2,792a	2,800a	2,800a
内 容	堆肥施用による肥料低減及び土づくりによる生産性向上を図るため、耕畜連携(資源循環)の取組を支援する。				
具体的要件	<p>○対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策等実施要綱に定める販売農家又は集落営農 <p>○対象水田</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策等実施要綱に定める水田 <p>○対象作物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・WCS用稲 <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耕畜連携の取組を行う者が、連携の相手方と3年以上の期間で「利用供給協定」を締結すること。(利用供給協定に含まれるべき事項は別表1のとおり) ・自家利用の場合は、自家利用計画を策定すること。 ・当該年度における堆肥の散布の取組であること。 ・散布される堆肥が、利用供給協定に基づき水田で生産されたWCS用稲の供給を受ける家畜の排せつ物から生産されたものであること ・堆肥を散布する者は、水田で生産された粗飼料作物等の供給を受けた家畜の所有者又はその者の委託を受けた者(飼料生産水田への堆肥散布の取組の交付対象者を除く)であること ・同一年度において他に水田への堆肥散布への取組による助成を受けない水田であること ・原則、堆肥の散布量が10a当たりで2t又は4m³以上であること 				
取組の確認方法	<p>○対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通事項のとおり <p>○対象水田</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通事項のとおり <p>○対象作物、その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通事項のとおり ・利用供給協定 				
成果等の確認方法	・支払対象面積を集計				
備考	整理番号6と重複して支援可能				

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付して下さい。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	岩美町農業再生協議会		整理番号	9	
用途名	麦二毛作助成				
対象作物	小麦(二毛作)				
単 価	15,000円(上限:15,000円/10a)				
課 題	<p>経営農地及び農家が減少していく一方で、小麦は地元製菓子等の原料として安定供給が求められている。一方、地域内では主食用米を始めとする水稻や戦略作物の需要も多く、生産拡大していく必要がある。小麦は、水稻を基本とする表作後に作付されるため、排水対策が必須であり、また使用する農業機械が表作とは異なり経費負担が大きいために、二毛作が広がっていない。</p> <p>そのため、機械導入及び維持に係る経費の一部を助成し、それ以外の者には作業委託に係る経費の一部を支援し、生産拡大を図る。</p>				
目 標		現状(29年度)	30年度	31年度	32年度
	作付面積	0a	79a	80a	90a
内 容	二毛作を推進し、麦類や飼料作物の需要に応じた生産を進めるとともに、農家の収益力の向上を支援する。				
具体的要件	<ul style="list-style-type: none"> ○対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策等実施要綱に定める販売農家又は集落営農 ○対象水田 <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策等実施要綱に定める水田 ○対象作物 <ul style="list-style-type: none"> ・小麦(二毛作) ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・販売すること ・主食用米、戦略作物及びそばと対象作物との組合せによる二毛作であること ・通常の収穫を上げるのに必要な植栽密度があり、通常の肥培管理を行っていること 				
取組の 確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ○対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・共通事項のとおり ○対象水田 <ul style="list-style-type: none"> ・共通事項のとおり ○対象作物、その他 <ul style="list-style-type: none"> ・共通事項のとおり 				
成果等の 確認方法	・支払対象面積を集計				
備考					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付して下さい。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	岩美町農業再生協議会			整理番号	10
使途名	そば作付助成				
対象作物	そば(基幹作)				
単 価	20,000円(上限:20,000円/10a)				
課 題	そばの需要量は年間12~14万トン程度であり、このうち国産そばは3~4万トンが供給されている。近年の消費者の国産志向の高まり等により実需者が増加する中、町内に乾燥調製施設が無く刈取機械も整備していない農家が多いため、整備を行い安定供給する必要がある。				
目 標		現状(29年度)	30年度	31年度	32年度
	作付面積	140a	123a	125a	130a
内 容	対象作物を作付し、出荷・販売する農家等に、作付面積に応じて助成する。				
具体的要件	<ul style="list-style-type: none"> ○対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策等実施要綱に定める販売農家又は集落営農 ○対象水田 <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策等実施要綱に定める水田 ○対象作物 <ul style="list-style-type: none"> ・そば(基幹作) ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・販売すること 				
取組の 確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ○対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・共通事項のとおり ○対象水田 <ul style="list-style-type: none"> ・共通事項のとおり ○対象作物、その他 <ul style="list-style-type: none"> ・共通事項のとおり ・契約書 				
成果等の 確認方法	・支払対象面積を集計				
備考					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付して下さい。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

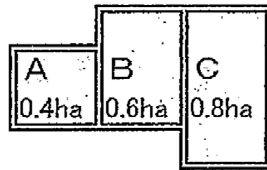
協議会名	岩美町農業再生協議会		整理番号	11	
用途名	多収品種作付助成				
対象作物	飼料用米(多収品種)(基幹作)				
単 価	12,000円(上限:12,000円/10a)				
課 題	<p>主食用米の需要が年々減少する中、水田をフル活用し、食料自給率・自給力の向上を図るためには飼料用等の新規需要米の生産を進める必要がある。</p> <p>しかしながら、飼料用米は主食用米に比べて低価格での提供が求められ、農家所得向上のためには生産コストの大幅な削減や収量増加の取組が必要である。</p> <p>そのため、多収品種による取組により、単収を向上させ生産コスト低減を図る必要がある。</p>				
目 標		現状(29年度)	30年度	31年度	32年度
	作付面積 多収品種割合	5,602a 100%	3,271a 100%	3,400a 100%	3,600a 100%
内 容	対象作物を作付し、多収品種で取組、出荷・販売する農家等に、作付面積に応じて助成する。				
具体的要件	<ul style="list-style-type: none"> ○対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策等実施要綱に定める販売農家又は集落営農 ○対象水田 <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策等実施要綱に定める水田 ○対象作物 <ul style="list-style-type: none"> ・飼料用米(多収品種)(基幹作) ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・販売すること ・需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領に定める多収品種(基幹作) ・需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領に定める新規需要米取組計画の認定を受けていること 				
取組の 確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ○対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・共通事項のとおり ○対象水田 <ul style="list-style-type: none"> ・共通事項のとおり ○対象作物、その他 <ul style="list-style-type: none"> ・共通事項のとおり ・種子等の購入伝票 ・需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領に定める新規需要米生産集出荷数量一覧表 				
成果等の 確認方法	・支払対象面積及び飼料用米取組面積を集計				
備 考	整理番号6、7と重複して支援可能				

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付して下さい。

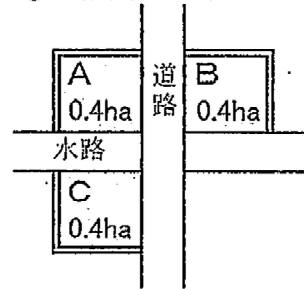
団地の要件について

☆「団地」とは、以下の状態にある農地のまとまりを示します。

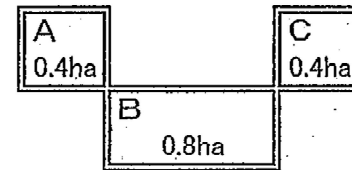
①A、B、C、の農地が陸畔で接続



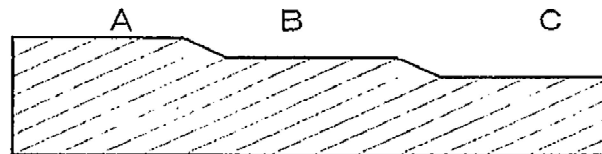
②小幅員の道路または水路で接続



③農地が各々一隅で接続し、作業の継続に支障がない



④農地の高低差が、作業の継続に支障がない



H30 産地交付金一覧 (岩美町)

H30.06

販 売 用 等 作 物			単価(円/10a)	
1-(1)	重点振興作物① 助成	白ねぎ	33,000 円	
1-(2)	重点振興作物①生産拡大 助成	白ねぎ	10,000 円	
2-(1)	重点振興作物② 取組推進助成	ハトムギ	25,000 円	
2-(2)	重点振興作物② 助成	ハトムギ	15,000 円	
3	振興作物助成	ブロッコリー アスパラガス 小豆 マコモタケ	25,000 円	
4	直売所販売 一般作物助成	野 菜	いちご きゅうり すいか なす パプリカ 未成熟とうもろこし	15,000 円
			枝豆 こんにゃく だいこん にんじん ばれいしょ メロン	
			かぼちゃ さといも たまねぎ にんにく ピーマン やまのいも	
			かんしょ さやいんげん とうがらし ねぎ ほうれんそう レタス	
			キャベツ しょうが とまと はくさい	
			豆 類 そら豆 落花生	
			花 き きく ストック てっぼうユリ トルコキキョウ	
5	生産性向上 排水対策加算	戦略作物 (飼料用米 WCS用稲を除く) 及び	5,000 円	
		産地交付金 (ハトムギ マコモタケを除く) の対象作物		
6	団地化取組加算	大豆 ハトムギ そば WCS用稲 飼料用米(多収品種)	3,000 円	
7	飼料用米低収改善加算	飼料用米(多収品種)	5,000 円	
8	耕畜連携助成(資源循環)	WCS用稲	13,000 円	
9	麦二毛作助成	小麦	15,000 円	
10	作付取組助成	そば(基幹作)	20,000 円	
11	多収品種助成	飼料用米(多収品種)	12,000 円	

※ 二毛作助成については、主食用米、戦略作物助成の対象作物、又はそば、なたねとの組み合わせが対象です。
 ※ 交付単価は、増減する場合があります。

◇ 岩美町農業再生協議会

事務局

岩美町役場

JA鳥取いなば岩美支店

〒681-0003 岩美町浦富675番地1

〒681-0065 岩美町新井339番地1

TEL:0857-73-1562

TEL:0857-72-1524

(別表1)飼料供給協定に含まれるべき事項

利用供給協定書には、次の項を記載するものとする

1 資源循環(飼料生産水田へのたい肥散布の取組)

- (1) 取組の内容
- (2) 供給される飼料作物の種類
- (3) 飼料作物を生産する者
- (4) 堆肥を散布する者
- (5) ほ場の場所及び面積
- (6) 堆肥の散布時期及び量
- (7) 利用供給協定締結期間
- (8) 堆肥散布の条件(作業分担及び品代・経費の負担)
- (9) その他必要な事項

(表2)粗飼料作物等の範囲

青刈りとうもろこし、青刈りソルガム、テオシント、スーダングラス、青刈り麦(らい麦又はえん麦を含む。またサイレージ化したものを含む。)、青刈り大豆、子実用えん麦、青刈り稲、WCS用稲、わら専用稲、青刈りひえ、しこくびえ、オーチャードグラス、チモシー、イタリアンライグラス、ペレニアルライグラス、ハイブリッドライグラス、スムーズブロムグラス、トールフェスク、メドーフェスク、フェストロリウム、ケンタッキーブルーグラス、リードカナリーグラス、バヒアグラス、ギニアグラス、カラードギニアグラス、アルファルファ、オオクサキビ、アカクローバ、シロクローバ、アルサイククローバ、ガレガ、ローズグラス、パラグラス、パンゴラグラス、ネピアグラス、セタリア、飼料用かぶ、飼料用ビート、飼料用しば

(注)上記の粗飼料作物等については、食用に供される畜産物を生産するために飼養される牛、馬、めん羊、山羊に供される場合に限る